

土地・家屋の価格などを確認できます 固定資産税に関する縦覧・閲覧

資産に異動があった場合や実地調査などにより、評価額が変わる場合があります。本制度により、価格や課税内容を納税通知書よりも早く確認することができます。

● **価格等縦覧帳簿の縦覧**
自己の資産の価格について、他の資産と比較し、適正か確認するためのもの
期間 4月1日(月)～5月31日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)
対象 納税義務者または同一世帯の親族、納税管理人、納税義務者から委任を受けた人

● **固定資産課税台帳の閲覧**
自己の資産について、固定資産課税台帳に記載された課税内容を確認するためのもの
期間 通年(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
対象 納税義務者または同一世帯の親族、納税管理人、納税義務者から委任を受けた人

● **共通事項**
時間 午前8時30分～午後5時15分
場所 税務課(笠懸庁舎、大間々市民生活課、東市民生活課)
問い合わせ先 税務課 ☎(76)0964

みどり市発足18周年記念 市議会議長杯

レースやイベントなどの詳細は、ポータルレース桐生のホームページをご覧ください。
期間 3月17日(日)～22日(金)
開門時間 17日(日)～19日(火)：午後2時～、20日(水)～22日(金)：午後2時～
会場 桐生ポータルレース場
入場料 1000円
※状況により入場をお待ちいただく場合があります。
問い合わせ先 ポータルレース桐生 ☎(76)2411

宝くじの収益を地域の ために生かしています

(公財)群馬県市町村振興協会では、宝くじの収益を財源とし、助成事業を行っています。この宝くじの助成金を活用し、大間々町第14区では、防災備品が整備されました。
問い合わせ先 総務課 ☎(76)0961



問い合わせ先 社会福祉課 ☎(76)0975

身近な障がいであるからこそ、一人一人がその障がいの特性を理解することで、ノーマライゼーション社会実現につながります。
● **ノーマライゼーションとは**
障がい者と健常者が区別されることなく、社会生活を共にすることが望ましいとする考え方のこと
期間 4月5日(金)～8日(月)
時間 午後6時頃～
会場 ポータルレース桐生
問い合わせ先 社会福祉課 ☎(76)0975



4月2日は、国連で定めた「世界自閉症啓発デー」です。日本では、毎年4月2日から8日を「発達障害啓発週間」と位置付け「癒やし・希望・平穏」を表す青色を使ったライトアップが全国各地で行われ、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進に

4月2日は、世界自閉症啓発デー ブルーライトアップを実施

取り組んでいます。市でも、その趣旨に賛同し、ポータルレース桐生において、ブルーライトアップを実施します。近年、自閉症の人は約100人に1人いると報告されています。

みどり5つのゼロ宣言目標達成への取り組み 不要になった小型家電はリサイクルへ

家庭で不要になった小型家電(小型電子機器)を回収しています。小型家電の中には鉄や銅などの金属のほか、希少な資源「レアメタル」が含まれています。ごみ減量と限りある資源を有効に活用するため、ご協力をお願いします。

※回収ボックスの投入口の大きさは約15cm×30cmです。
回収品目 携帯電話(PHS・スマートフォン)、ノートパソコン(PCリサイクルマークがあるもの)、タブレット端末、電卓、ビデオカメラ、電子辞書、デジタルカメラ、携帯型音楽プレーヤー、電話機、ポータブルカーナビ、ファクス、リモコン、ゲーム機、ACアダプター

(充電器)の14品目
● 個人情報が含まれる製品は、あらかじめデータを削除してください。
● 電池やバッテリーは取り外してください。
● 投入した製品は返却できません。
問い合わせ先 生活環境課 ☎(76)0985



▲回収ボックス

桐生・みどり共同事業協議会

1月19日(金)に第2回桐生・みどり共同事業協議会が開催され、桐生市とみどり市の両市が共同で実施している4事業(清掃センター・消防・斎場・処理センター)のうち、斎場事業についての協議が行われました。

協議会では、桐生市斎場の現在の状況や今後の斎場事業にかかる費用面の比較などが報告され、事業の方針については、次回の協議会で改めて協議することとなりました。
問い合わせ先 地域創生課 ☎(46)9067

人の動き (前月比) [1月末日現在]
総数 48,831人 (-90)
男 24,168人 (-41)
女 24,663人 (-49)
世帯数 21,318戸 (-12)

花桃の里 開花だより

地域の皆さんが何十年もかけて植樹し、育ててきた花桃の里。鮮やかな美しい桃の花が東町の春を彩ります。神戸駅では花桃や桜、わたらせ渓谷鐵道の景色を楽しむことができます。小夜戸・大畑花桃街道では「しだれ桃」と呼ばれる花桃が2kmにわたって続きます。夜には竹灯籠と花桃のライトアップもあります。

- 期間・会場
● 3月下旬～4月上旬…わたらせ渓谷鐵道神戸駅(みどり市東町神戸891)
● 4月上～中旬…小夜戸・大畑花桃街道(みどり市東町小夜戸地内)
その他
● 神戸駅の駐車場は収容台数が限られるため、列車を使ってお越しください。
● 花の見頃は年によって異なります。

問い合わせ先

- 東市民生活課 ☎(76)0984
- みどり市観光協会 ☎(46)7289



過去の様子



戸籍法の一部改正により 戸籍謄本などの請求が便利に

戸籍法の一部改正により、戸籍謄本などの戸籍証明書の請求や、戸籍の届け出が便利になりました。詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。



●戸籍謄本などの戸籍証明書の広域交付

- ①本籍地でない最寄りの市区町村窓口で、戸籍証明書などが取得可能になりました。
- ②欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1カ所の市区町村窓口にとまどめて請求できます。

請求可能な戸籍証明書などの種類

- ・戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ・除籍謄本(除籍全部事項証明書、改製原戸籍謄本)

請求ができる人

- ・戸籍に記載されている本人
- ・配偶者
- ・父母や祖父母など(直系尊属)
- ・子や孫など(直系卑属)

注意事項

- ・戸籍証明書などを請求できる人が、市区町村の戸籍担当窓口で請求する必要があります。
- ・郵送や代理人、コンビニ交付による請求はできません。

窓口にお越しになった人の顔写真付きの本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)の提示が必要です。

- ・本籍地の市区町村でコンピュータ化されていない戸籍などは請求できません。
- ・相続などで直系尊属や直系卑属の戸籍証明書などを請求される場合、交付までにお時間をいただくことや、後日交付になることがあります。

●戸籍届出時の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)の添付省略

戸籍届出(婚姻届や転籍届など)を本籍地以外の市区町村に提出する場合、戸籍証明書などの添付が原則不要となりました。

問い合わせ先
市民課 ☎(76)0972

出張理容サービス券を交付

次に該当する人を対象に、費用の一部を助成します。

対象 市内に居住する65歳以上の高齢者で、6カ月以上寝たきりの状態が続き、出張による理容サービスが必要な人(要介護3以上の認定を受けている人)

交付枚数 1年間で4枚(途中申請の場合は、3カ月につき1枚)

申請方法 地区の民生委員を通じて申請してください。

問い合わせ先 介護高齢課 ☎(76)0974

旅券のオンライン申請でクレジットカード支払いが可能に

旅券のオンライン申請について、手数料の支払いを「収入印紙・群馬県証紙による納付」または「クレジットカードによる納付」のどちらかを選択できるようになりました。窓口で申請した人は「収入印紙・群馬県証紙による納付」のみです。

詳しくは下の2次元コードからご覧ください。



春の全国交通安全運動 問い合わせ先 危機管理課 ☎(76)0960

スローガン 「家族でも みんなで語ろう 交通ルール」 期間 4月6日(土)~15日(月)

- 運動重点
- ①こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
 - ②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行 など

対象者へ有効期限を延長した 受給資格者証を郵送します

福祉医療制度において、子どもの健全育成の促進と子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子どもの福祉医療費助成対象



者を、高校生世代(18歳を迎えた最初の3月末)までに拡充していきます。

3月中旬に次の対象者宛てに、有効期限を「18歳になる年度の3月31日(4月1日生まれの人)は、

18歳の誕生日前日)」に延長した受給資格者証を郵送します。

対象 15歳になる年度の3月31日までの受給資格者証をお持ちの人

※有効期限が18歳になる年度の3月31日と記載された受給資格者証をお持ちの人は、受給資格者証の郵送はありません。

問い合わせ先
市民課 ☎(76)0972

高齢者と重度障がい者(児)へ 福祉タクシー券を交付します

在宅の高齢者で公共交通機関の利用が困難な人や重度障がい者(児)へ、タクシー利用料金の一部を助成します。

●共通事項

- 交付枚数 1年間で48枚(途中申請の場合は、1カ月につき4枚)
- 受付期間 随時
- 受給できない人 次のいずれかに該当する人は受給できません。
 - ・自動車税または軽自動車税の減免を受けた人
 - ・社会福祉施設などに入所中または入院中の人

●高齢者福祉タクシー券

- 対象 次の全てに該当する人
 - ・要支援または要介護認定を受けている65歳以上の人
 - ・所得税非課税の世帯
 - ・自動車を持していない世帯
- 申請方法 地区の民生委員を通じて申請してください。

は入院中の人

- ・じん臓機能障害者等通院交通費補助を同年度に受ける予定の人

※両方の福祉タクシー券を併せての受給はできません。

●重度障がい者(児)福祉タクシー券

- 対象 次のいずれかの手帳の交付を受けている人
 - ・身体障害者手帳1級・2級
 - ・療育手帳A1・A2・A3(旧A重・A中)
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級
- 申請方法 本人または家族が来庁し、申請してください。
- 申請場所 社会福祉課(笠懸庁舎)、大間々市民生活課、東市民生活課
- 持参する物 交付を受けている手帳
- 問い合わせ先 社会福祉課 ☎(76)0975

奨学金の申請は3月29日(金)まで

申請方法・応募資格などの詳細については右の2次元コードからご覧ください。

受付時間 午前8時30分~午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く。

申請・問い合わせ先 教育総務課(教育庁舎) ☎(76)9844



寝たきりで常時紙おむつが必要な高齢者へ 紙おむつ利用券を交付します

- 対象 次の全てに該当する人
- ・65歳以上の寝たきり、または認知症高齢者(要介護認定において要介護2以上の認定を受けている人)
 - ・失禁状態の人
 - ・令和5年10月1日以前から在宅で6カ月以上、常時紙おむつを

- 使用している人
- ・令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に1000日以上入院・短期入所していない人
- 交付枚数 半期に一度、千円の紙おむつ利用券を10枚
- 申請方法 地区の民生委員を通じて申請してください。

申請期限 4月30日(火)

その他 令和5年度中に交付された紙おむつ利用券の利用期限は、令和6年3月31日(日)です。

問い合わせ先 介護高齢課 ☎(76)0974

取扱店の指定

新たに紙おむつ券取扱店の指定を希望する販売店は、申請が必要ですのでご連絡ください(既指定店は連絡不要)。

貸出等希望農地を募集

農業委員会では、貸出等希望農地を募集します。

手続きは簡単です。農地貸出希望者は、地区の農業委員・農地利用最適化推進委員および農業委員会事務局までお問い合わせください。

募集する農地

今後、耕作予定のない農地で草刈りなどを行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地

問い合わせ先 農業委員会事務局 ☎(76)1939



今月の納税

■夜間納税相談窓口 納税課(笠懸庁舎) ☎(76)0956 3月28日(木)・29日(金)
※上記2日間は、午後7時まで納税相談を実施しますので、ご利用ください。

フードドライブの開催予定日(原則第2・4金曜日 ※祝日を除く)

期日 3月8日・22日、4月12日・26日
問い合わせ先 社会福祉課 ☎(76)0975
詳しくは、右の2次元コードから市ホームページをご覧ください →



毎月第2・4日曜日に 日曜窓口を開設しています

マイナンバーカードの交付や住民異動、印鑑登録などのほか、各種証明の取得ができます。平日に仕事や学業などで都合のつかない人は、ぜひご利用ください。

- 期日・場所**
- ・第2日曜日：市民課(笠懸庁舎)
 - ・第4日曜日：大間々市民生活課
- 時間** 午前9時～正午
- 取得できる証明書や手続き**
- ・マイナンバーカードの交付(要予約、市公式LINEからの予約は下の2次元コードから)
 - ・印鑑登録、住民異動



- ・各種証明の交付(住民票の写し、戸籍謄(抄)本、印鑑登録証明書、所得証明書、所得課税証明書、(非)課税証明書)
 - ・パスポートの交付(要予約、第4日曜日の大間々庁舎のみ)
- その他**
- ・要予約については、開設日の5日前までにご連絡ください。
 - ・諸証明の発行については、運転免許証など、本人確認書類が必要で、他課での手続きや委任状などが必要な場合は、再度来庁いただくことがあります。事前にお問

い合わせください。
問い合わせ先 市民課 ☎(76)0972、大間々市民生活課 ☎(76)1846、東市民生活課 ☎(76)0984

【年間日曜窓口開設日/時間：午前9時～正午】

	市民課	大間々市民生活課	備考
令和6年4月	7日※・14日	28日	
5月	12日	26日	
6月	9日	23日	4/7、3/30 …臨時開設日
7月	14日	28日	
8月	11日	25日	
9月	8日	29日※	9/29 …開設日変更 (第5日曜日)
10月	13日	27日	
11月	10日	24日	
12月	8日	15日※	12/15 …開設日変更 (第3日曜日)
令和7年1月	12日	26日	
2月	9日	23日	
3月	9日・30日※	23日	

バイクや軽自動車など 廃車・所有者変更手続はお済みですか

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在のバイクや軽自動車などの所有者に課税されます。既に車両を所有していない人



は廃車手続を、所有者を変更した人は名義変更を3月29日(金)までに行ってください。
盗難や紛失の場合は警察に届け出をした後、次のところにご相談ください。

相談・問い合わせ先

- ・原動機付自転車(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車：税務課(笠懸庁舎) ☎(76)0964
- ・二輪車(126cc以上)：群馬運輸支局 ☎050(5540)2021
- ・四輪の軽自動車：軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050(3816)3109

農用地区域を利用する人へ 農用地利用計画の変更手続が必要です

農業振興地域の整備に関する法律で定められた農用地区域の農地を、住宅や店舗、駐車場などで使用する場合は、農用地区域からの除外申請が必要です。既に除外さ

れていて農地転用されていない農地については、農用地区域内への編入手続が必要です。
申請書類 申請書、土地登記事項証明書、公図の写し、案内図、

土地利用計画図

※申請書は農林課窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
※代理人申請の場合は、委任状が必要です。
申請期間 4月1日(月)～30日(火)(土・日曜を除く)
申請・問い合わせ先 農林課(大間々庁舎) ☎(76)1937

申請がお済みでない人はご相談を 児童扶養手当・特別児童扶養手当

●児童扶養手当

対象 次の①から⑨のいずれかに該当する児童を養育している人など

- ①父母の離婚②父母いずれかが死亡③父母いずれかが重度の障がい者(国民年金法および厚生年金法の障がい等級1級、身体障害者福祉法の1級および2級程度)④父母いずれかの生死が不明⑤父母いずれかから1年以上遺棄⑥父母いずれかが裁判所からのDV保護命令を受けた児童⑦父母いずれかが1年以上拘禁⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童⑨父・母ともに不明(孤児など)

支給期間 対象児童が18歳に達する年度の3月末まで
※精神または身体に障がいがある場合は、20歳に達するまで

●特別児童扶養手当

対象 精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を養育している人

障がいの等級 ※手帳の等級は目安であり、手帳を所持している必要はありません。

- ・1級…身体障害者手帳1・2級程度の身体障がい、療育手帳の判定がA程度の知的障がい、または精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障がい
- ・2級…身体障害者手帳3級程度の身体障がい、または日常生活が著しく制限を受ける程度の知的障がいもしくは精神障がい

支給期間 対象児童の20歳の誕生日の前日の属する月まで
問い合わせ先

- ・こども課(笠懸庁舎) ☎(76)0995
- ・大間々市民生活課 ☎(76)1846
- ・東市民生活課 ☎(76)0984



市ホームページ

団地名	間取り	家賃	戸数
大間々一丁目上原団地	2LDK	21,100円～41,500円	1戸
塩原上ノ台団地	3DK	10,400円～20,500円	1戸
神梅第2団地	3DK	10,600円～20,800円	1戸
神梅第3団地	3DK	10,900円～21,500円	2戸
浅原田中団地	3DK	12,300円～25,300円	2戸
沢入団地	1K	7,000円	1戸
	2DK	10,000円	1戸
大平団地	3DK	7,800円～15,800円	1戸
下小池団地	3DK	6,800円～13,400円	1戸

申込・問い合わせ先 建築住宅課 ☎(76)2189

市営住宅の入居者募集

問い合わせ先 学校教育課 ☎(76)9845

人は申請してください。
申請書は3月下旬より学校教育課(教育庁舎)、市内小・中学校、義務教育学校で配布します。
対象 生活保護を受けている人に準ずる程度に困窮していると認められる保護者
申請方法 申請書類を通学している学校へ提出
受付開始日 4月8日(月)
審査結果 審査終了後に通知します。

児童・生徒(小・中学校、義務教育学校)の就学を援助

市では、経済的理由により就学が困難と認められる小・中学校および義務教育学校の児童・生徒の保護者に対し、予算の範囲内で就学に必要な費用(学用品費など)の一部を援助しています。希望する

問い合わせ先 学校教育課 ☎(76)9845

小・中学校、義務教育学校の入学通知書を送付しました
4月にみどり市立の小・中学校、義務教育学校へ入学する年齢の児童・生徒とその保護者宛てに、入学指定校・入学式の日程などを記載した入学通知書を送付しました。
次の項目に該当する場合はご連絡ください。
・入学通知書が届かない。
・記載内容に誤りがある。
・入学式までに転居・転出の予定がある。
・国立、県立、私立などの学校に入学する。
・障がいや病気などの理由で入学先の変更、または入学を延期させたい。

